

国立大学法人東京外国語大学における内部質保証に関する要項

令和 3 年 7 月 27 日 制 定

令和 6 年 9 月 24 日 改 正

改正 令和 7 年 9 月 30 日 規則第 44 号

(趣旨)

第 1 条 この要項は、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）の理念・目的の実現のため、組織的かつ恒常的な教育・研究、組織・運営、施設・設備等の質の維持・向上（以下「内部質保証」という。）を図るため、責任、実施体制、点検・評価及び改善・向上活動等について基本的な事項を定めるものとする。

(統括責任者)

第 2 条 内部質保証に関する業務を統括し、最終責任を負う者として、統括責任者を置く。

- 2 統括責任者は、総合戦略会議長である学長をもって充てる。
- 3 統括責任者は、全学的な立場から内部質保証の推進に必要な事項について決定するとともに、改善指示等の必要な措置を行う。

(自己点検・評価責任者)

第 3 条 統括責任者を補佐し、本学が行う自己点検・評価を統括する者として、自己点検・評価責任者を置く。

- 2 自己点検・評価責任者は、全学点検・評価委員会委員長をもって充てる。
- 3 自己点検・評価責任者は、統括責任者の指示に基づき、本学が行う自己点検・評価及び改善状況の再点検に関し必要な措置を講ずる。

(推進責任者)

第 4 条 統括責任者を補佐し、内部質保証に関する業務を実質的に担う者として、推進責任者を置く。

- 2 推進責任者、所掌する組織及び担当は、別表 1 のとおりとする。
- 3 推進責任者は、統括責任者の指示に基づき、担当の内部質保証に関し、必要な自己点検・評価を行うとともに、改善・向上に必要な措置を講ずる。

(実施体制)

第 5 条 内部質保証の中核となる組織は、総合戦略会議及び全学点検・評価委員会とする。

- 2 総合戦略会議は、自己点検・評価責任者が行う自己点検・評価の結果報告を受け、内部質保証に関して統括責任者が行う必要な決定又は改善指示等の必要な措置を審議する。

- 3 全学点検・評価委員会は、統括責任者の指示に基づき、自己点検・評価責任者が行う自己点検・評価及び改善状況の再点検に関し必要な措置を審議する。
- 4 推進責任者が所掌する組織は、統括責任者の指示に基づき、担当の内部質保証に関し、推進責任者が行う自己点検・評価及び改善・向上に必要な措置を審議する。

(自己点検・評価)

第6条 本要項における自己点検・評価とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第1項の規定に基づき、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自らが定期的に行う点検及び評価に関する活動全般
 - (2) 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第22条の8の規定に基づき、本学における認定課程の教育課程（以下「教職課程」という。）、教育研究実施組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について、自らが定期的に行う点検及び評価に関する活動全般
- 2 前項各号に定める自己点検・評価の実施に当たっては、必要に応じて、外部の意見等（設置計画履行状況等調査において付される意見、監事及び会計監査人からの意見、関係者からの意見聴取の結果、外部者又は国立大学法人評価委員会による法人評価若しくは大学機関別認証評価の第三者による評価の結果等）を活用し、効率的かつ効果的に実施するものとする。

(改善・向上活動)

第7条 本要項における改善・向上活動とは、自己点検・評価の結果を踏まえた対応措置を検討し、改善計画を策定の上、実施あるいは実施を指示するとともに、改善計画の進捗状況を確認し、その進捗状況に応じた必要な対応措置について決定する一連の活動をいう。

(内部質保証)

第8条 推進責任者は、実施方法等を定めた規定に基づき、自己点検・評価及び改善・向上活動を実施し、内部質保証を実現するものとする。

- 2 前項の規程は、推進責任者が所掌する組織が別に定める。

(内部質保証の状況の点検)

第9条 全学点検・評価委員会は、内部質保証の状況について、推進責任者に対して毎年度点検を行い、その結果を統括責任者に報告するものとする。

- 2 統括責任者は、前項の報告を踏まえ、改善を要すると判断した場合は、推進責任者に対して必要な措置を講ずるよう指示することができるものとする。
- 3 推進責任者は、前項の指示に基づき、必要な措置を講ずるとともに、その進捗状況を統

括責任者に報告するものとする。

4 第1項から第3項に定める報告及び指示は、総合戦略会議において行うものとする。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、自己点検・評価及び改善・向上活動の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和3年7月27日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年9月24日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和7年9月30日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表 1

推進責任者	所掌する組織	担当
教育を担当する理事又は副学長	教育アドミニストレーション・オフィス	教育課程（教職課程を含む。）
財務・施設を担当する理事又は副学長	財務・施設マネジメント・オフィス	施設・設備
研究を担当する理事又は副学長	研究アドミニストレーション・オフィス	
情報を担当する理事又は副学長	情報マネジメント・オフィス	
学生支援を担当する理事又は副学長	学生支援マネジメント・オフィス	学生支援
学生受入を担当する理事又は副学長	教育アドミニストレーション・オフィス	学生受入